

復興整備計画

（第18回変更）

名取市・宮城県

令和2年12月3日

<p>1 復興整備計画の区域（計画区域）（法第46条第2項第1号関係）</p>
<p>名取市の一部（別添の復興整備事業総括図のとおり）</p>
<p>2 復興整備計画の目標（法第46条第2項第2号関係）</p>
<p>① 住む人に安心感があるまちづくり：防災に配慮した土地利用を行い、自然災害に対する被害の軽減を図るため総合的な対策を講じる。</p> <p>② 名取市全体で考えるまちづくり：市内の既存ストックの活用を図りながら非浸水地域を含めた市内各地区や近隣市町とのネットワークを考慮した都市を構築する。</p> <p>③ 土地の記憶を継承するまちづくり：自然地形・地盤・景観の活用、地域資源の活用、海との共生など、地域の文化を継承する。</p> <p>④ 地域・集落と産業の持続性を大切にすまちづくり：農地の大区画化や利用集積を図り農業の再生に努めるとともに、水産加工業等も含めた産業の振興に努め、持続性のある新たな魅力あるまちをつくる。また、農業の担い手を育成する宮城県農業高等学校を復旧させる。</p> <p>⑤ 次代の暮らしを見据えた、新たなまちづくり：多世代に配慮したコンパクトなまちづくりを行うとともに、地球環境時代に向けた地域づくりと自然と共存するライフスタイルを実現する。</p>
<p>3 土地利用方針（法第46条第2項第3号関係）</p>
<p>(1)復興整備計画の区域における土地利用の基本的方向 貞山運河の東側は、水産業等の地域産業再生と新たな産業を誘致するゾーンとし、沿岸部にレクリエーション施設（震災メモリアル施設、マリーナ、ビーチなど）や防潮林を整備する。貞山運河と2次防御ラインの間（下増田地区）は、農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンとする。2次防御ラインの西側は、閑上地区の居住機能を再建するとともに、農業集落の再生やほ場整備事業により農地を再編する。</p>
<p>(2)土地の用途の概要（別添の土地利用構想図及び復興整備事業総括図参照）</p> <p>① 貞山運河の東側：原則として居住を制限し、漁港周辺での水産業等の再生や新たな産業を誘致するエリアと位置付けし、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、震災メモリアル施設、産業関連施設、レクリエーション施設、防潮林等の整備により新たな魅力を創出する。また、仙台空港東側に位置する下増田地区防災集団移転元地の北釜地区は、「臨空拠点」として新たな産業を誘致するゾーンとして有効な土地利用の展開を図っていく。（K地区）</p> <p>② 貞山運河と2次防御ラインの間：農業・地域産業の再生と新たな産業を誘致するゾーンと位置付けて、農地の復旧・復興との調整を図りつつ、有効な土地利用の展開を図っていく。</p> <p>③ 2次防御ラインの西側：津波対策により計画目標の安全性を達成できると判断されるため、閑上地区（A地区）では、区画整理事業により市街地に隣接する市街化調整区域を一部含めて住宅市街地を再建するとともに、高柳地区において災害公営住宅を整備する（G-1・G-2）。また、農地の大区画化や利用集積を図りながら農業の再生を図るとともに、既存市街地の隣接地（D・E地区）において農業集落の再建をはじめとした居住機能の再建を行う。また、津波により壊滅的な被害を受けた宮城県農業高等学校を内陸部（宮城県農業園芸総合研究所圃場隣）に移転させる（F地区）。</p>
<p>(3)復興整備事業のおおむねの区域を表示した縮尺1/25,000以上の地形図（別添の復興整備事業総括図のとおり。）</p>

4 復興整備事業に係る事項（法第46条第2項第4号関係）

事業区分	図面記号	事業に係る事項
(1)市街地開発事業	A地区	事業の名称：閑上地区被災市街地復興土地区画整理事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～令和2年度 種類：土地区画整理事業
(2)土地改良事業		
(3)復興一体事業		
(4)集団移転促進事業	D地区	事業の名称：下増田地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成24年度～平成27年度 集団移転促進事業計画については、平成24年9月10日に国土交通大臣の同意みなし、平成25年2月8日に第1回変更同意
	A-1	事業の名称：閑上地区防災集団移転促進事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成25年度～平成29年度 集団移転促進事業計画については、平成25年9月11日に国土交通大臣の同意
(5)住宅地区改良事業		
(6)都市施設の整備に関する事業	B道路	事業の名称：名取駅閑上線都市計画道路事業 実施主体：名取市、宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
	C道路	事業の名称：仙台閑上線都市計画道路事業 実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成23年度～平成26年度 種類：都市計画道路事業
	F地区	事業の名称：宮城県農業高等学校改築事業

		実施主体：宮城県 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 25 年度～平成 29 年度 種類：学校施設改築事業
	H 地区	事業の名称：名取市民墓地公園整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 28 年度～平成 29 年度 種類：墓地公園整備事業
(7)津波防護施設の整備に関する事業		
(8)漁港漁場整備事業		
(9)保安施設事業		
(10)液状化対策事業		
(11)造成宅地滑動崩落対策事業		
(12)地籍調査事業		
(13)その他施設の整備に関する事業	E 地区	事業の名称：下増田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 24 年度～平成 27 年度
	A-2	事業の名称：閑上地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 25 年度～平成 29 年度
	G-1	事業の名称：高柳辻地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 26 年度～平成 29 年度
	G-2	事業の名称：高柳圭田地区災害公営住宅整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成 26 年度～平成 29 年度

I-1 道路	事業の名称：閑上南北線道路事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度
I-2 道路	事業の名称：増田川線道路事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度
I-3 道路	事業の名称：川内沢川線道路事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度
I-4 道路	事業の名称：北釜線道路事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成29年度
J地区	事業の名称：高柳地区集会所整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：平成27年度～平成28年度
K地区	事業の名称：北釜地区防災集団移転促進事業跡地整備事業 実施主体：名取市 実施区域：別添の復興整備事業総括図のとおり 実施予定期間：令和2年度
5 復興整備計画の期間（法第46条第2項第5号関係）	
平成23年度から令和2年度	
6 その他復興整備事業の実施に関し必要な事項（法第46条第2項第6号関係）	

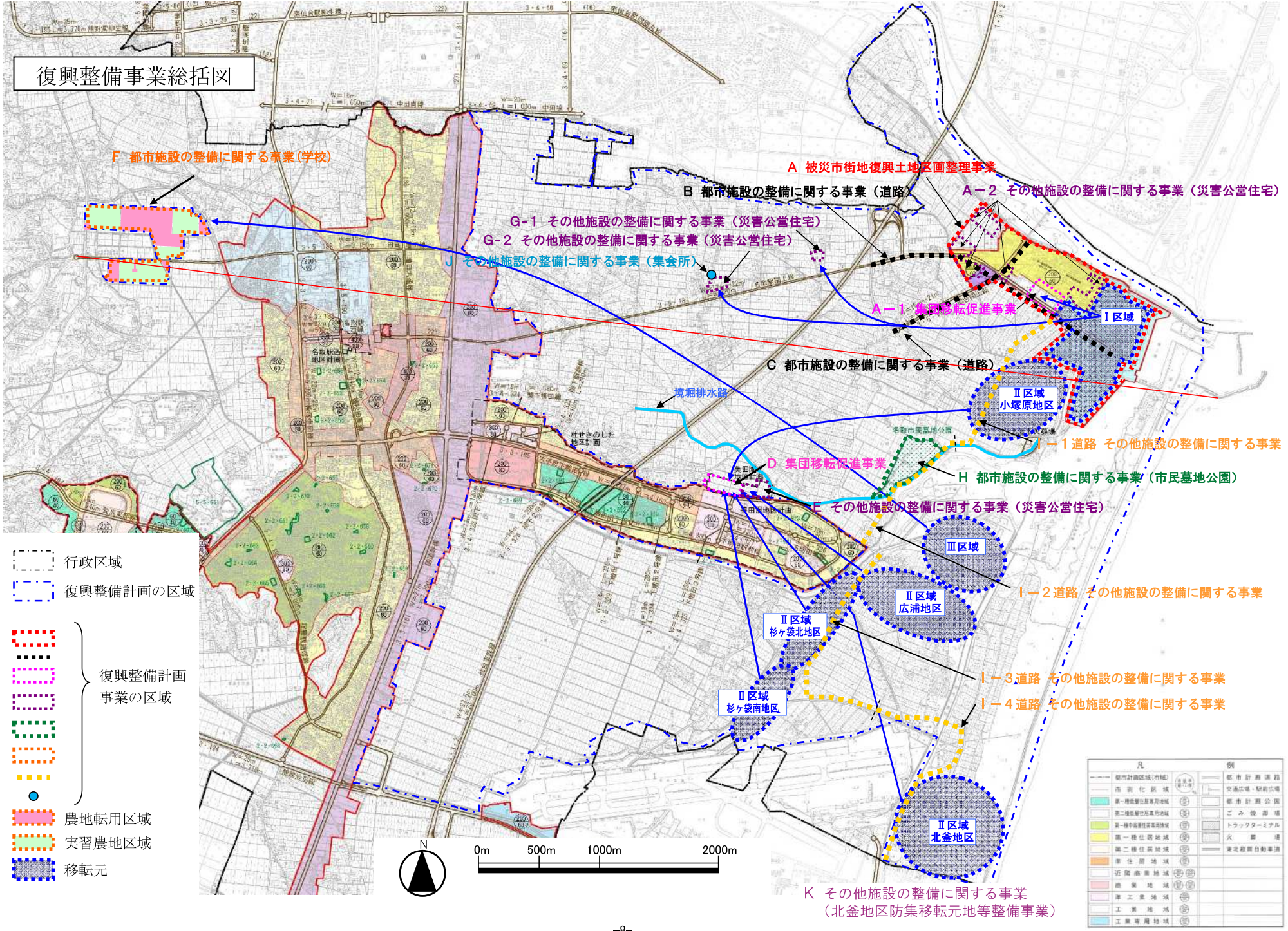
4-① 土地利用基本計画の変更等に係る事項（法第48条第1項関係）

整理番号	事業区分	図面番号	変更等する土地利用基本計画等	変更等の別	変更等する部分の面積(ha)		備考
					拡大	縮小	
1	市街地開発事業	A地区	・都市計画（被災市街地復興土地区画整理事業） [名取市決定]	変更	0.03ha		総面積 115.1 ha
			・都市計画（道路） [名取市決定]	廃止			※廃止する都市計画道路（5路線） ・町頭築港線 ・庚申通線 ・築港西通線 ・東場通線 ・河岸前線
			・都市計画（公園） [名取市決定]	廃止			※廃止する都市計画公園（2箇所） ・日和山公園 ・東場公園
			・都市計画（被災市街地復興推進地域） [名取市決定]	変更	19.1ha		※被災市街地復興推進地域 19.1haを追加決定
2	都市施設の整備に関する事業	B道路	・都市計画（道路） [宮城県決定]	変更			※変更する都市計画道路 ・名取駅閉上線
3	都市施設の整備に関する事業	C道路	・都市計画（道路） [宮城県決定]	変更			※変更する都市計画道路 ・仙台閉上線

- (注) 1 本様式は、復興整備事業の実施に関連して土地利用基本計画の変更等を行うときに法第46条第2項第4号に掲げる事項として記載するとともに、土地利用基本計画の変更等に係る事項の様式を添付する。
- 2 本様式に土地利用基本計画の変更等に係る事項を記載する場合には、併せて「変更等する土地利用基本計画等」及び「変更等の別」を記載した縮尺 1/25,000 以上の地形図を添付する。
- 3 「事業区分及び図面番号」は、「4 復興整備事業に係る事項」と整合させる。
- 4 「変更等する土地利用基本計画等」は、法第48条第1項各号に規定する土地利用基本計画等の内容を記載する。
- 5 「変更等の別」は、法第48条第1項に規定する変更、指定、廃止、決定、解除又は指定の取消しを記載する。
- 6 「変更等する部分の面積」は、事業区分欄の事業の実施により変更等される面積を記載する。

4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項（法第49条及び第50条関係）													
整理 番号	事業区分	図面 記号	農地法 (大臣許可)	都市計画法			農地法 (知事許可)	農振法	森林法		自然公園法	漁港漁場 整備法	港湾法
			第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第29条第1項・第2項の開発許可	第43条第1項の建築許可	第59条第1項から第4項までの都市計画事業の認可等	第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可	第15条の2の開発許可	第10条の2第1項の開発許可	第34条第1項・第2項の許可	第20条第3項の許可・第33条第1項の届出	法第39条第1項の許可	第37条第1項の許可等
1	市街地開発事業	A地区	○ ○										
2	集団移転促進事業	D地区	○ ○	○									
3	その他施設の整備に関する事業	E地区	○ ○	○									
4	都市施設の整備に関する事業	F地区	○ ○	○									
5	その他施設の整備に関する事業	G-1	○ ○	○									
6	その他施設の整備に関する事業	G-2	○ ○	○									
7	その他施設の整備に関する事業	J地区		○									
8	その他施設の整備に関する事業	K地区		○									

(注) 1 本様式は、法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするとき又は復興整備事業に係る許認可等を得ようとするときに記載する。
2 復興整備事業の地区ごとに、当該事業に係る許認可等に関する事項の該当欄に「○」をするとともに、各許認可等に係る事項の様式を添付する。
3 「農地法（大臣）」は、上段には法第49条第1項の土地利用方針を記載しようとするときに「○」をする。また、下段には法第50条第1項の復興整備事業に関する事項を記載しようとするときに「○」をする。この際、農林水産大臣が定める書類（様式第9）を当該復興整備事業に関する事項を記載した復興整備計画の公表の日の前日までに、農林水産大臣に提出する。



復興整備事業総括図

F 都市施設の整備に関する事業(学校)

A 被災市街地復興土地区画整理事業

B 都市施設の整備に関する事業(道路)

A-2 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

G-1 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

G-2 その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

J その他施設の整備に関する事業(集会所)

A-1 集積移転促進事業

C 都市施設の整備に関する事業(道路)

I区域

II区域 小塚原地区

I-1 道路 その他施設の整備に関する事業

D 集団移転促進事業

H 都市施設の整備に関する事業(市民墓地公園)

E その他施設の整備に関する事業(災害公営住宅)

III区域

I-2 道路 その他施設の整備に関する事業

II区域 杉ヶ袋北地区

II区域 杉ヶ袋南地区

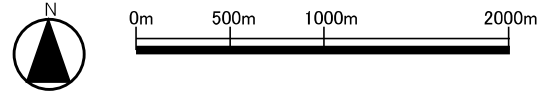
I-3 道路 その他施設の整備に関する事業

I-4 道路 その他施設の整備に関する事業

II区域 北釜地区

K その他施設の整備に関する事業
(北釜地区防集移転元等整備事業)

- 行政区域
- 復興整備計画の区域
- 復興整備計画事業の区域
- 農地転用区域
- 実習農地区域
- 移転元



凡	例
都市計画区域(市域)	都市計画道路
市街化区域	交通広場・駅前広場
第一種住居地域	都市計画公園
第二種住居地域	ごみ焼却場
第三種住居地域	トラックターミナル
第一種中密度住居地域	火葬場
第二種住居地域	東北縦断自動車道
準住居地域	
近隣商業地域	
商業地域	
準工業地域	
工業地域	
工業専用地域	

様式第10 法第49条第4項第1号関係（都市計画法第29条第1項・2項の開発許可）

都市計画法第29条第1項又は第2項の許可に関する事項

開発行為をしようとする者 住所 宮城県名取市増田字柳田80 氏名 名取市長 山田 司郎 印		※手数料欄
1	開発区域に含まれる地域の名称	名取市下増田字屋敷115番2 他76筆 (別紙のとおり)
2	開発区域の面積	48,468.59平方メートル
3	予定建築物等の用途	研修施設
4	工事施行者住所氏名	未定
5	工事着手予定年月日	令和 2年 12月 21日
6	工事完了予定年月日	令和 3年 3月 30日
7	自己の居住の用に供するもの、自己の業務の用に供するもの、その他のものの別	その他のもの
8	都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
9	その他必要な事項	非農地証明願により農地法の適用を受けないことを証明済
※	受付番号	年 月 日 第 号
※	同意に付した条件	
※	同意番号	年 月 日 第 号

- 備考 1 開発行為をしようとする者又は工事施行者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 開発行為をしようとする者が被災関連市町村等である場合においては、住所の記載及び押印を省略することができる。
- 3 ※印のある欄は記載しないこと。
- 4 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為が市街化調整区域内において行われる場合に記載すること。
- 5 「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、都市計画法その他の法令による許可、認可等をする場合には、その手続の状況を記載すること。

設計説明書（その1）

開発区域に含まれる地域の名称	名取市下増田字屋敷115番2 他76筆（別紙のとおり）								
設計の方針	<p>本地区は防災集団移転促進事業移転跡地であり、名取市都市計画マスタープランにおいて「臨空拠点」として位置づけられており、産業等用地として有効活用を図るため、名取市が宅地整備を行い、雇用の確保と地域振興を推進することを目指すものである。</p> <p>開発区域面積は48,468.59m²であり、区域内の排水勾配は0.3%を確保するため、北側で約1.5mの嵩上げを行う。造成に必要な土量は16,048m³であり、切土4,656m³、盛土13,175m³で造成を行う。</p> <p>公共施設については、開発区域内を合筆し1筆で事業を進めるため、市道及び法定外公共物は用途廃止とする。緑地は近隣に位置する北釜防災公園により確保する。なお、北釜防災公園は避難丘があり、緊急避難時の一時避難場所としての役割を有している。排水は、都市下水路の区域であるため開発行為による防災調整池は不要であるが、現状の北釜ポンプ施設に見合った貯留施設を整備し、北釜地区の内水排除を進めていく。</p>								
地域地区等	イ 市街化区域	ロ 市街化調整区域		用途地域等	無指定				
	ハ 非線引き都市計画区域	ニ 準都市計画区域							
宅地造成工事規制区域	内			その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害危険区域の指定による建築制限有（名取市平成23年東日本大震災に伴う災害危険区域の指定に関する条例） ・航空法による高さ制限有 				
	外								
工区分	工区	第1工区	第2工区	第3工区	第4工区	計			
	地名及び地番	別紙のとおり							
	面積	m ² 48,468.59	m ² 0	m ² 0	m ² 0	m ² 48,468.59			
開発区域の別	地目	宅地	農地	山林	法定外公共物	その他	計		
	面積	m ² 22,943.07	m ² 16,426.26	m ² 0	m ² 2,731.11	m ² 6,368.15	m ² 48,468.59		
	割合	% 47.34	% 33.89	% 0	% 5.63	% 13.14	% 100		
土地所有者の現状別	所有者別	自己所有	買収予定	他人所有	その他	計			
	面積	m ² 48,468.59	m ² 0	m ² 0	m ² 0	m ² 48,468.59			
	割合	% 100	% 0	% 0	% 0	% 100			
土地利用計画	区分	宅地用地			公共施設用地			その他	計
		一般住宅	住宅以外	公益的施設	道路	公園	その他		
	面積	m ² 0	m ² 48,468.59	m ² 0	m ² 0	m ² 0	m ² 0	m ² 0	m ² 48,468.59
割合	% 0	% 100	% 0	% 0	% 0	% 0	% 0	% 100	
区画設定計画	区画数	最大区画面積		最小区画面積			区画の平均面積		
	区画	m ²		m ²			m ²		
	1	48,468.59		48,468.59			48,468.59		
上水道施設	イ 公営水道 ロ 簡易水道 ハ 専用水道 ニ その他	消火栓 イ 消火栓 ロ 貯水槽 ハ その他	計画戸数	戸建	共同	計			
				1					
			計画人口	人	人口密度	人/ha			

(注) 1 「設計の方針」の欄には、事業の目的（宅地分譲、建売住宅付分譲、社員住宅用地等）、土質関係、排水処理などについてできるだけ詳しく記入すること。

2 「工区の区分」の欄には、関係区域を工区に分けた場合のみ記入するものとし、工区が多数にわたるときは、別紙に記載のうえ添付すること。

別紙

地番の一覧票

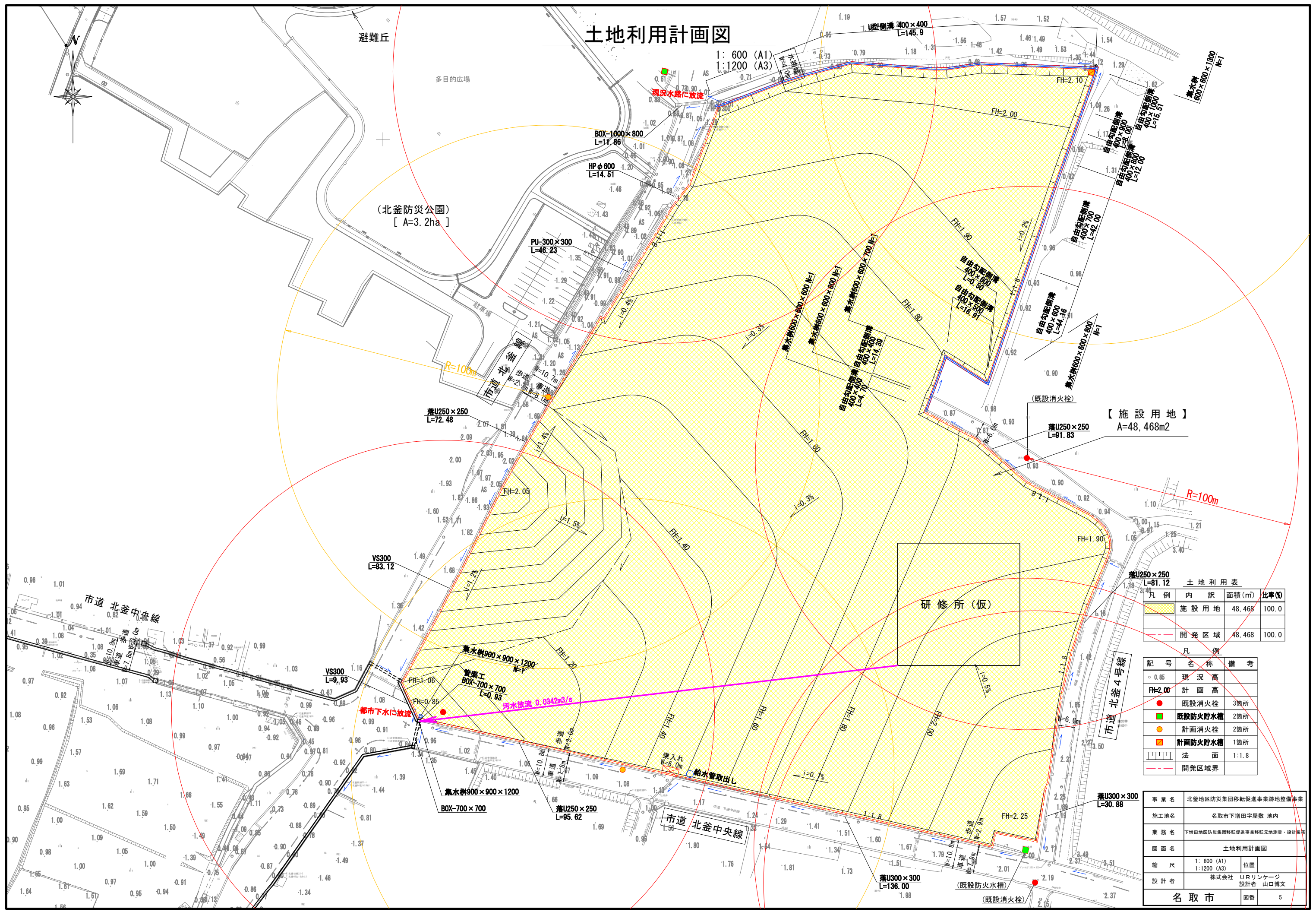
番号	所在	地番	地目	所有者	備考
1	名取市下増田字屋敷	115番2	宅地	名取市	地番の全部
2	名取市下増田字屋敷	115番7	宅地	名取市	地番の全部
3	名取市下増田字屋敷	135番5	畑	名取市	地番の全部
4	名取市下増田字屋敷	137番2	畑	名取市	地番の全部
5	名取市下増田字屋敷	139番	宅地	名取市	地番の全部
6	名取市下増田字屋敷	141番	宅地	名取市	地番の全部
7	名取市下増田字屋敷	141番1	宅地	名取市	地番の全部
8	名取市下増田字屋敷	142番1	畑	名取市	地番の全部
9	名取市下増田字屋敷	142番2	宅地	名取市	地番の全部
10	名取市下増田字屋敷	144番	宅地	名取市	地番の全部
11	名取市下増田字屋敷	145番1	雑種地	名取市	地番の全部
12	名取市下増田字屋敷	146番1	宅地	名取市	地番の全部
13	名取市下増田字屋敷	147番	畑	名取市	地番の全部
14	名取市下増田字屋敷	148番1	宅地	名取市	地番の全部
15	名取市下増田字屋敷	148番3	畑	名取市	地番の全部
16	名取市下増田字屋敷	148番5	畑	名取市	地番の全部
17	名取市下増田字屋敷	149番1	雑種地	名取市	地番の全部
18	名取市下増田字屋敷	149番2	雑種地	名取市	地番の全部
19	名取市下増田字屋敷	149番3	雑種地	名取市	地番の全部
20	名取市下増田字屋敷	150番1	畑	名取市	地番の全部
21	名取市下増田字屋敷	150番9	宅地	名取市	地番の全部
22	名取市下増田字屋敷	151番1	田	名取市	地番の全部
23	名取市下増田字屋敷	151番4	田	名取市	地番の全部
24	名取市下増田字屋敷	151番5	田	名取市	地番の全部
25	名取市下増田字屋敷	152番1	宅地	名取市	地番の全部
26	名取市下増田字屋敷	152番3	宅地	名取市	地番の全部

番号	所 在	地 番	地 目	所 有 者	備 考
27	名取市下増田字屋敷	152番5	宅地	名取市	地番の全部
28	名取市下増田字屋敷	152番6	宅地	名取市	地番の全部
29	名取市下増田字屋敷	153番1	雑種地	名取市	地番の全部
30	名取市下増田字屋敷	153番2	雑種地	名取市	地番の全部
31	名取市下増田字屋敷	154番1	宅地	名取市	地番の全部
32	名取市下増田字屋敷	154番3	宅地	名取市	地番の全部
33	名取市下増田字屋敷	154番4	宅地	名取市	地番の全部
34	名取市下増田字屋敷	154番5	宅地	名取市	地番の全部
35	名取市下増田字屋敷	155番1	畑	名取市	地番の全部
36	名取市下増田字屋敷	155番2	宅地	名取市	地番の全部
37	名取市下増田字屋敷	155番3	宅地	名取市	地番の全部
38	名取市下増田字屋敷	156番	宅地	名取市	地番の全部
39	名取市下増田字屋敷	157番1	畑	名取市	地番の全部
40	名取市下増田字屋敷	157番2	畑	名取市	地番の全部
41	名取市下増田字屋敷	157番3	公衆用道路	名取市	地番の全部
42	名取市下増田字屋敷	157番4	公衆用道路	名取市	地番の全部
43	名取市下増田字屋敷	157番5	畑	名取市	地番の全部
44	名取市下増田字屋敷	158番1	畑	名取市	地番の全部
45	名取市下増田字屋敷	158番2	田	名取市	地番の全部
46	名取市下増田字屋敷	159番	宅地	名取市	地番の全部
47	名取市下増田字屋敷	160番	宅地	名取市	地番の全部
48	名取市下増田字屋敷	169番1	宅地	名取市	地番の全部
49	名取市下増田字屋敷	169番2	宅地	名取市	地番の全部
50	名取市下増田字屋敷	169番3	宅地	名取市	地番の全部
51	名取市下増田字屋敷	169番5	宅地	名取市	地番の全部
52	名取市下増田字屋敷	170番1	宅地	名取市	地番の全部
53	名取市下増田字屋敷	170番2	宅地	名取市	地番の全部
54	名取市下増田字屋敷	170番3	宅地	名取市	地番の全部
55	名取市下増田字屋敷	170番4	宅地	名取市	地番の全部

番号	所 在	地 番	地 目	所 有 者	備 考
56	名取市下増田字屋敷	170番5	宅地	名取市	地番の全部
57	名取市下増田字屋敷	170番6	宅地	名取市	地番の全部
58	名取市下増田字屋敷	170番7	宅地	名取市	地番の全部
59	名取市下増田字屋敷	170番8	宅地	名取市	地番の全部
60	名取市下増田字屋敷	170番9	宅地	名取市	地番の全部
61	名取市下増田字屋敷	170番10	宅地	名取市	地番の全部
62	名取市下増田字屋敷	171番	畑	名取市	地番の全部
63	名取市下増田字屋敷	173番1	雑種地	名取市	地番の全部
64	名取市下増田字屋敷	173番2	畑	名取市	地番の全部
65	名取市下増田字屋敷	174番1	田	名取市	地番の全部
66	名取市下増田字屋敷	174番2	田	名取市	地番の一部
67	名取市下増田字屋敷	177番1	田	名取市	地番の全部
68	名取市下増田字屋敷	177番7	雑種地	名取市	地番の全部
69	名取市下増田字屋敷	177番8	田	名取市	地番の全部
70	名取市下増田字屋敷	177番9	田	名取市	地番の全部
71	名取市下増田字屋敷	177番10	田	名取市	地番の全部
72	名取市下増田字屋敷	181番	宅地	名取市	地番の全部
73	名取市下増田字屋敷	182番	宅地	名取市	地番の全部
74	名取市下増田字屋敷	183番	宅地	名取市	地番の全部
75	名取市下増田字屋敷	184番1	畑	名取市	地番の全部
76	名取市下増田字屋敷	185番	宅地	名取市	地番の全部
77	名取市下増田字屋敷	185番2	宅地	名取市	地番の全部

土地利用計画図

1: 600 (A1)
1: 1200 (A3)



(北釜防災公園)
[A=3.2ha]

【施設用地】
A=48,468m²

凡例	内訳	面積(m ²)	比率(%)
	施設用地	48,468	100.0
	開発区域	48,468	100.0

記号	名称	備考
○ 0.85	現況高	
FH=2.00	計画高	
●	既設消火栓	3箇所
■	既設防火貯水槽	2箇所
○	計画消火栓	2箇所
■	計画防火貯水槽	1箇所
□	法面	1:1.8
- - -	開発区域界	

事業名	北釜地区防災集団移転促進事業跡地整備事業		
施工地名	名取市下増田字屋敷 地内		
業務名	下増田地区防災集団移転促進事業跡地測量・設計業務		
図面名	土地利用計画図		
縮尺	1: 600 (A1) 1: 1200 (A3)	位置	
設計者	株式会社 URリンクエージ 設計者 山口博文		
名取市	図番	5	